
2505. 個別搬入確認登録

業務コード	内 容
B I I	個別搬入確認登録呼出し
B I I 0 1	個別搬入確認登録

1. 業務概要

輸出しようとする貨物について、保税蔵置場への搬入を確認した旨を個別に登録する。

(1) 「個別搬入確認登録呼出し (B I I)」業務の場合

AWB番号を入力することにより、輸出貨物情報DBに登録されている輸出貨物情報を呼び出す。

また、Sea-NACCSからAir-NACCSへ貨物情報を移送する旨の入力を行い、指定した輸出管理番号に係る貨物情報を呼び出す。

(2) 「個別搬入確認登録 (B I I 0 1)」業務の場合

AWB番号単位または未ラベル番号単位に、貨物が保税蔵置場等に搬入された旨を輸出貨物情報DBに登録する。

本業務には以下の機能がある。

- ①輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに登録されていない場合の輸出貨物情報の新規作成及び搬入情報の登録
- ②ULDに積み付けられた貨物の搬入
- ③「一括搬入確認登録 (B I L)」業務により、処理対象外とした場合に貨物の一部を搬入 (ショート搬入) する旨の登録
- ④搬入時申告自動起動を行う旨が登録されている輸出貨物情報については、本業務を契機に輸出申告等自動起動処理の起動
- ⑤輸出等申告等 (特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告を除く) が行われている輸出貨物情報については、本業務を契機に輸出申告搬入後処理を自動起動する。

2. 入力者

航空貨物代理店*1、保税蔵置場、通関業*1、混載業*1、航空会社、機用品業*1

(* 1) 他所蔵置場所への搬入のみ可能

3. 制限事項

- ①1業務で入力可能なAWB件数は最大15件とする。
- ②1件の貨物として登録できる搬入単位は、本業務によるものか否かに関わらず、最大40件とする。
(ただし、Sea-NACCSからAir-NACCSへ貨物情報を移送する場合は、貨物全量での搬入のみ可能とする。)
- ③ULDに積み付けるAWB件数は最大3000件とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②他所蔵置場所への搬入の場合は、他所蔵置許可申請の申請者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出貨物情報DBチェック

輸出貨物情報が登録されている場合に以下のチェックを行う。

- (A) 手作業移行済でないこと。
- (B) 入力された貨物識別と輸出貨物情報に登録されている貨物識別は同一であること。
- (C) 輸入からの仮陸揚貨物でないこと。

- (D) 入力された伝票種別が「D」(搬入伝票) または「L」(LDR) の場合は、以下のチェックを行う。
- ① 搬入伝票番号の入力があった場合は、入力された搬入伝票番号の伝票情報が登録されており、かつBIL業務の一括搬入処理対象外となっていること。
 - ② LDR番号の入力があった場合は、LDR情報が登録されており、かつBIL業務の一括搬入処理対象外となっていること。
 - ③ 搬入個数が登録された搬入伝票の搬入個数またはLDR情報の搬出個数以下であること。
- (E) 伝票種別がスペースかつ全量搬入の場合は、搬入伝票が作成されていないこと。
- (F) 他所蔵置場所への搬入の旨が入力された場合は、「他所蔵置許可申請 (TZC)」業務または「許可・承認等情報登録 (輸出保税) (PAH)」業務により他所蔵置許可となっていること。
- (G) **輸出申告等** ~~輸出等申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告~~が行われた貨物に対して搬入を行う場合は、以下のチェックを行う。
- ① **輸出貨物として輸出申告等が行われている場合は、**貨物種別の入力が「N：一般未通関貨物」であること。
 - ② **積戻し申告が行われている場合は、貨物種別の入力が「R：積戻し未通関」であること。**
 - ③ ~~②~~ 輸出申告等が貨物全量で行われている場合は、分割搬入扱いの入力でないこと。(搬入枝番の変更を伴う入力でないこと)。
 - ④ ~~③~~ 輸出申告等が貨物の搬入枝番単位に行われている場合は、全量搬入扱いの入力でないこと。(搬入枝番の変更を伴う入力でないこと)。
- (H) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告が行われ、輸出許可済となった貨物に対して搬入を行う場合は、以下のチェックを行う。
- ① 搬入確認個数と申告個数が同一であること。
 - ② 車上通関扱いの旨が登録されている場合は、車上通関表示の入力が「S：車上通関」であること。
 - ③ 車上通関扱いの旨が登録されていない場合は、車上通関表示の入力が「S：車上通関」でないこと。
 - ④ 特殊貨物記号に入力がある場合は、輸出貨物情報に登録されている特殊貨物記号と同一であること。
- (4) 貨物情報DBチェック (Sea-NACCS)
- 伝票種別に「S」(Sea-NACCSからの貨物情報移送)が入力されている場合に、AWB番号欄に入力された輸出管理番号について以下のチェックを行う。
- (A) 入力された輸出管理番号に対する貨物情報DBが存在すること。
 - (B) システムにより輸出等許可済となった貨物であること。
 - (C) 輸出許可内容変更申請中でないこと。
 - (D) 手作業移行済でないこと。
 - (E) コンテナ詰貨物でないこと。
 - (F) 入力された輸出管理番号に係る貨物の全量について入力者の管理する保税蔵置場に搬出済であること。
 - (G) 「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務により仕分親となっていないこと。
 - (H) 「貨物取扱登録 (仕合せ) (CHU)」業務により仕合親となっていないこと。
 - (I) 「許可・承認等情報登録 (保税) (PSH)」業務により以下の登録がされていないこと。
 - ・ 亡失届受理
 - ・ 滅却承認
 - ・ 現場収容
 - ・ 税関内収容
 - ・ その他の搬出承認
 - (J) 貨物差止め登録がされていないこと。
 - (K) 船積みされた旨が登録されていないこと。
 - (L) 別送品貨物でないこと。
 - (M) 「搬入確認登録 (輸出許可済) (BOC)」業務により、搬入先に指定された保税蔵置場に貨物全量が搬出されていること。

- (N) 船積処理がされていないこと。
- (O) 既にA i r - N A C C Sへ移送済の貨物でないこと。

(5) U L D情報DBチェック

入力されたU L D番号がU L D情報DBに存在する場合は以下のチェックを行う。

- ①本業務により登録されたU L Dであること。
- ②入力者の管理する保税蔵置場に蔵置されているU L Dであること。
- ③入力者が登録したU L Dであること。

5. 処理内容

(1) B I I 業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

- ①登録を行うには再送信が必要である旨の注意喚起メッセージを出力する。
- ②総個数、総重量、仕向地及び積込港について、「AWB情報登録(輸出)(ABS)」業務により輸出貨物情報DBに登録されたAWB情報と輸出貨物情報が同一でない場合、または、AWB情報が未登録の場合は、その旨を注意喚起メッセージに出力する。

(2) B I I 0 1 業務の場合

(A) U L D情報DB処理

入力されたU L D番号とU L Dに積み付けられたAWB番号を関連付けた情報を登録する。

(B) 未ラベル番号の払出し処理

未ラベル貨物の旨が入力されている場合は、未ラベル番号をシステムで払い出す。

(C) 輸出貨物情報DB処理

(a) 処理識別がスペース(処理対象)の場合

- ①AWB番号に対する輸出貨物情報に搬入確認した旨を登録する。
- ②輸出貨物情報DBに登録されていない場合は、新たに輸出貨物情報を作成するとともに搬入確認した旨を登録する。
- ③分割搬入の場合は、搬入枝番を付与して出力する。
- ④伝票種別に「S」(Sea-NACCSからの貨物情報移送)が入力された場合は、Sea-NACCSからA i r - N A C C Sへ移送された旨を登録する。

(b) 処理識別に「X」(処理対象外)が入力された場合

搬入確認情報の登録は行わない。

(D) 貨物情報DB処理 (Sea-NACCS)

伝票種別に「S」(Sea-NACCSからの貨物情報移送)が入力された場合は、Sea-NACCSからA i r - N A C C Sへ移送された旨を登録する。

(E) 輸出申告等自動起動処理

詳細は「輸出申告(EDC)」業務を参照。

(F) 輸出申告搬入後処理自動起動

詳細は「輸出申告搬入後処理(CEW)」業務を参照。

(G) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

(1) B I I 業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
個別搬入確認登録呼出し結果情報	なし	入力者

(2) B I I O 1 業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
個別搬入確認登録結果情報	なし	入力者
搬入状況通知情報（輸出）	以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する。 （１）税関届出事象コードが入力された （２）差止めの旨が登録されている貨物を搬入した （３）搬入伝票またはLDR情報より少ない個数を搬入した	入力者 蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
保税関係確認情報	以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する。 （１）搬入した貨物に既に特殊貨物記号が登録されている （２）特殊貨物記号が入力された	蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
他所蔵置搬入確認情報（輸出）	他所蔵置場所への搬入確認が行われた場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）

7. 特記事項

- （１）本業務に入力される項目（品名、仕向地、積込港、総個数、総重量）については、別紙L O 2「共通項目（航空輸出貨物情報）の登録優先順位」に従って輸出貨物情報DBに登録または更新する。
- （２）システム不参加展示場または特定輸出申告における自社施設に搬入する貨物については、本業務の入力対象外とする。